

周南市小学校普通教室空調設備整備実施支援等業務 仕様書

第1章 総則

1 適用範囲

本仕様書は、「周南市小学校普通教室空調設備整備実施支援等業務」に適用する。

2 小学校普通教室の空調設備整備について

周南市では、未来を担う児童が、安心して快適に学べる良質な教育環境を確保することを目的に、小学校普通教室への空調設備の整備を計画しており、児童の日々の学校生活への影響を最小限に留めることを最優先に、全ての小学校に一括して、さらに可能な限り早期導入をめざしている。

3 業務の目的

近年の猛暑に伴い、全国的に空調設備整備の需要が高まるなか、空調設備未整備の市内小学校25校の普通教室約350室を対象に、2020年9月に供用開始ができるよう、一斉に整備を実施することを目標としている。

本業務は、これを実現する手法として、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)に基づく事業手法(以下、「PFI事業」という。)の導入可能性調査(PFI事業の導入可能性を検討するためのVFM算定や民間事業者の意向調査)、その後の、アドバイザリー業務(実施方針の準備・公表から民間事業者との事業契約締結などにかかる支援業務)を行い、併せて必要となる調査・検討及び資料作成等を行うことで円滑な事業実施を推進することを目的とする。

4 業務期間

契約締結日の翌日から2020年3月31日

＜各業務実施期間＞

導入可能性調査：契約締結日から2019年4月30日

アドバイザリー業務：PFI事業として実施が決定した日から2020年3月31日

※導入可能性調査の結果を基に、市としてPFI方式の導入の可否について検討を行い、PFI事業として実施することが決定した後に、速やかにアドバイザリー業務に移行する。

※ただし、上記の検討の結果、PFI方式を導入しないことが決定した場合は、アドバイザリー業務には着手しないこととする。この場合、導入可能性調査の結果をもって業務完了とし、契約内容を変更した上で、導入可能性調査の費用について支払いを行う。

4 事業規模

空調設備の整備は小学校25校の普通教室350室程度とする。

※対象となる教室数は本業務内による検討や学校関係者等との協議によって確定する。

※普通教室には特別支援教室、少人数教室等を含む

5 受託者の義務

受託者は、本業務を遂行するにあたって、本市の意図及び目的を十分に理解した上で、経験豊かつ業務内容に精通した者を定め、また、適正な人員を配置し、正確丁寧にこれを行わなければならない。

6 業務に係る指示

受託者は、本業務を遂行するにあたり、関係法令、契約書及び本仕様書を遵守するとともに、市担当職員と常に密な連絡を取り、その指示に従わなければならない。

7 協議

業務の実施に当たっては、市担当者と十分に協議を行い、円滑な業務実施に努めること。また、業務期間中に実施する協議について、その内容は受託者側で要点を整理し、協議録を簡潔に作成すること。

8 協議資料

受託者は、協議に用いた資料について、市担当者宛てに速やかにデータ送付を行うこと。

9 秘密の保持

本業務の実施により知り得た各種情報及び個人情報については、その取り扱いを厳重に行い、第三者に漏洩してはならない。

10 疑義

受託者は、本仕様書に明記されていない事項及び業務内容に疑義が生じたときは、速やかに市担当者と協議し、指示を受けなければならない。

第2章 業務内容

1 導入可能性調査

(1) 基本事項の整理

空調設備計画を検討する際の前提となる施設条件や業務内容、業務スケジュール等の整理・検討を行う。

ア) 前提条件の整理

現地の状況確認、電気設備確認(配線など)、室外機設置スペースの確認等を行い、その結果を整理する。

イ) 事業スケジュールの検討

事業の実施にあたり、必要な条件や課題を整理し、実現可能なスケジュールを検討する。

ウ) 空調設備整備計画の検討

各学校の機器の熱源方式(ガス方式、電気方式等)の比較検討や維持管理・モニタリング方法の検討など、ライフサイクルコスト等を考慮したうえで整備における基本的な条件について整理を行う。

(2) PFIスキームの検討

ア) 事業スキームの検討

(ア) 事業方式(PFI、DBO、リース等)の検討

(イ) 事業範囲の検討

(ウ) 事業期間の検討

(エ) SPC設立の有無の検討

(オ) 事業類型、推奨スキームの設定

イ) 支援措置の検討

(ア) 資金調達方法の検討

(イ) 支援措置の検討(税制上の優遇措置、金融上の支援措置、交付金・補助金等)

ウ) 現行制度・全国的な動向・将来の人口予測における課題の検討

(ア) 法律、制度に関わる課題の検討

(イ) 全国的な動向・将来の人口予測における課題の検討

(ウ) 事業者選定方式に関わる課題の検討

エ) リスク分担に関する検討

(ア) 想定されるリスクの検討

(イ) リスクの分担に関する検討

(3) VFMの検討

上記の結果を踏まえ、PFI事業実施の判断基準となるコスト比較を中心に、VFMの算定を行う。

ア) 従来型方式の事業費（P S C）の算定

従来型の整備手法として、行政が自ら実施した場合の設計費、建設費、維持管理費等を算出し、周南市の財政負担額を算定する。

イ) 前提条件の設定

P F I 事業の導入をはじめ各事業方式について、事業シミュレーション及びV F M検討のための前提条件を整理する。

ウ) P F I 事業のL C Cの算定

P F I 事業のスキームをもとに、民間事業者の事業期間中の事業シミュレーションを行い、周南市の財政負担額を算出する。

エ) V F Mの算定

従来方式の事業費（P S C）とP F I 事業のL C Cを比較検討することにより、V F Mを算定する。また、他の方式についてもV F Mを算定し、比較検討する。

（４）P F I 事業への参入可能性に関する市場調査

本事業をP F I 事業として実施した場合の民間事業者の参入意欲、参加可能なP F I 事業スキーム等、P F I 事業参加の可能性を把握するため、民間事業者（金融機関等も含む）を対象とした市場調査を実施する。また、この際に市内業者の活用方法について考慮し検討を行うこと。

（５）P F I 導入可能性の検討

上記で検討したP F I 事業内容、V F Mの算定結果、民間事業者の参画の可能性等を踏まえ、P F I 導入による定性的、定量的効果を検討し、P F I 事業として実施することの適合性を評価する。

これらの検討結果を踏まえ、事業範囲等を含めて、当該P F I 事業スキームの確定を行う。

（６）P F I 導入に向けた課題の整理と総括

P F I 事業として実施する場合のスケジュールや、庁内実施体制及び進め方、事業実施にあたっての課題等について整理し、その対策を検討する。

2 アドバイザリー業務

（１）実施方針の策定・公表支援

（ア）実施方針（案）の作成

法定項目及びその他の資料等を整理し、実施方針（案）を作成する。

（イ）要求水準書（案）の作成

官民双方の視点から必要な条件を整理し、要求水準書（案）を作成する。

（ウ）実施方針等に関する質問回答

実施方針等に関する質問を整理し、回答書の作成等を行う。

- (エ) 実施方針等に関する説明会の開催
実施方針等に関する説明会の開催を支援する。
- (オ) 実施方針の公表
実施方針（案）に関する質問を踏まえ修正を行い、実施方針を作成する。
- (2) 特定事業の評価・検討・公表支援
V F M評価結果を整理し、公表資料の作成を行う。
 - (ア) 前提条件の整理
特定事業選定のための、前提条件の整理を行う。
 - (イ) 特定事業公表に関する資料の作成支援
導入可能性調査で算出したV F Mを精査し、V F Mの定性的評価を行ったうえで、特定事業選定に関する公表資料の作成を行う。
- (3) 事業者の募集支援
 - (ア) 予定価格の算定支援
特定事業の算定結果を基に予定価格の算定を行う。
 - (イ) 要求水準書の作成・公表
要求水準書（案）への民間事業者からの質問、意見を踏まえた要求水準書を作成する。
 - (ウ) 募集要領等の作成支援
事業スキーム、空調設備整備の概要、応募に関する条件、書類審査、契約に関する事項、提出書類等を内容とする、公募手続きの詳細を定めた募集要領等を作成する。
 - (エ) 様式集の作成支援
事業参加表明時及び公募時等に提出を求める書類の各種様式を作成する。
 - (オ) 契約書（案）の作成支援
選定された民間事業者との契約締結に向けた事前検討及び契約書（案）の作成等を行う。
 - (カ) 質問回答書の作成支援
募集に関する公告後、募集要領等、要求水準書、事業者選定基準及び契約書（案）に関する質問に対する回答書の作成を行う。
 - (キ) 説明会の開催補助
事業の概要及び民間事業者の募集・選定等の説明会の開催を支援する。
- (4) 民間事業者の評価・選定・公表支援
応募事業者から提出された図書について、周南市及びP F I 事業者選定委員会による審査に対し、審査基準原案の作成、公表に必要な情報の提供、比較表の作成、ヒアリング時の質問事項の作成等、審査に必要な補助作業を行う。

- (ア) 民間事業者選定基準の作成支援
民間事業者選定基準の作成支援を行う。
- (イ) 提案書のまとめ及び審査資料の作成支援
提案書のまとめ及び審査資料の作成支援を行う。
- (ウ) 審査結果の公表
審査講評等の公表資料の作成支援を行う。
- (エ) P F I 事業に係る選定委員会（以下、P F I 選定委員会という。）の設立補助
P F I 選定委員会の設立にあたり、委員選定に関する各種情報提供を行う。
- (オ) P F I 選定委員会の運営補助
P F I 選定委員会の開催にあたって、必要となる書類等を作成し、P F I 選定委員会の開催及び運営の補助を行う。また、P F I 選定委員会に出席し、議事録等を作成する。
- (5) 契約の締結支援
周南市が行う優先交渉権者との事業契約締結や優先交渉権者への融資金融機関との直接協定において、協議における論点整理、利害の評価と譲歩の判断等の助言、契約書（案）等の作成を行い、契約が円滑に進むよう協議に同席し支援する。
 - (ア) 事業契約に係る交渉支援
最終的に選定された優先交渉権者との間での調整・交渉を経て合意・締結される基本協定及び事業契約に関し、周南市と優先交渉権者との契約内容の確認を行うこと。
 - (イ) 事業契約締結後の公表文書の作成支援
優先交渉権者との契約締結後、周南市のホームページ等により対外的に周知するために必要な資料の作成を行う。
 - (ウ) V F Mの再検証
事業者選定手続の結果を反映したV F Mの再検証を行う。
- (6) 事業開始後に係るモニタリングの検討
 - (ア) 設計・整備モニタリングの検討
S P Cが実施する設計・整備業務に対するモニタリングの項目、方法、費用等について検討を行う。
 - (イ) 維持管理モニタリングの検討
S P Cが実施する維持管理業務に対するモニタリング項目、方法、費用等について検討を行う。

第3章 その他

1 貸与図書

市が現在所有し、業務に利用できる資料等については、これを貸与する。

<想定貸与資料等>

- (1) 想定教室数内訳及び設置想定教室配置図
- (2) 施設台帳
- (3) 学校別受電容量
- (4) 関係工事の状況、今後の工事計画
- (5) その他、関係資料

2 事業全体スケジュール（案）

年度	時期	予定	業務内容
2018年度 (平成30年度)	2月20日 (予定)	本業務の受託事業者の決定及び契約締結	導入可能性調査
	〃	導入可能性調査	
2019年度	4月末	導入可能性調査の完了	アドバイザー 業務
	5月初旬	PFI導入可否の決定	
	7月	特定事業の選定及び実施事業者の公募	
	11月	優先交渉権者決定	
	12月	基本協定の締結	
	1月	仮契約の締結	
	3月	契約の締結	
2020年度	〃	実施設計及び整備工事	
	8月末	整備完了	
	9月～	供用開始	

※上記は事業実施に当たって必要となる主な項目を記載しているが、PFI事業の契約に至るまでのいずれの項目についても、出来る限り予定を早めて実施したいと考えている。提案に当たっては上記スケジュール（案）を参考に、必要な事項については適宜追加のうえ、整理すること。

3 成果品

成果品として、以下のものを提出すること。

(1) 導入可能性調査完了時

- ア) 報告書（A4版、縦型、横書き、左綴じ、簡易製本） … 1部
 - イ) 報告書概要版（同上：報告書を要約したもの） … 10部
 - ウ) 報告書電子データ（ホームページ掲載資料含む） … 一式
- 提出媒体はCD-ROMとする
- エ) 各種資料・図面等（電子データ、紙ベース） … 一式

(2) 業務完了時

- ア) 報告書（A4版、縦型、横書き、左綴じ、簡易製本） … 1部
 - イ) 報告書概要版（同上：報告書を要約したもの） … 10部
 - ウ) 報告書電子データ（ホームページ掲載資料含む） … 一式
- 提出媒体はCD-ROMとする
- エ) 各種資料・図面等（電子データ、紙ベース） … 一式

4 検査

本業務は、市の検査合格後、成果品一式を納品し、業務の完了とする。

なお、納品後の成果品に記入漏れ、不備又は誤りが発見された場合、受託者は速やかに訂正しなければならない。

5 著作権

- (1) 受託者は、著作権法に基づく権利処理が必要なものを使用する際は、適宜その処理を行うこと。
- (2) 本業務にかかる成果物の著作権は、納入時に市に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、著作権法第21条、第26条の2、第26条の3、第27条及び第28条に規定する権利も市に移転し、受託者に留保されないものとする。
- (4) 第三者が著作権を有する成果物については、受託者は受託者の責任において、本市の使用に支障が出ないように当該権利を移転し、または、その使用承諾を受けさせたものとする。

